

令和 6 年度

第 2 回 定期監査報告書

未 来 創 造 課

シティプロモーション課

財 政 課

D X 推 進 課

清瀬市監査委員



6 清監発第 331001 号
令和 7 年 2 月 2 6 日

清瀬市長 澁谷 桂司 様

清瀬市監査委員 森 政 史

清瀬市監査委員 鈴木 たかし

令和 6 年度第 2 回定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査を参考として措置を講じたときは、同条第 1 4 項の規定により通知願います。



6 清監発第 331001 号
令和 7 年 2 月 2 6 日

清瀬市議会議長 森田 正英 様

清瀬市監査委員 森 政 史

清瀬市監査委員 鈴木 たかし

令和 6 年度第 2 回定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査を参考として措置を講じたときは、同条第 1 4 項の規定により通知願います。

令和 6 年度 第 2 回 定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査

第 2 監査の期間

令和 7 年 1 月 10 日から令和 7 年 2 月 26 日まで

第 3 監査の対象課等

未来創造課、シティプロモーション課、財政課、DX 推進課

第 4 監査の範囲

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までににおける財務に関する事務及びその他事務の執行。ただし、補助金等については、令和 5 年度分を含む。

第 5 監査の基準

清瀬市監査基準（令和 4 年 4 月 1 日施行）に準拠

第 6 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、財務に関する事務及びその他事務の執行が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、関係諸帳簿及び証拠書類と照合、その他必要と認める方法により実施した。

第 7 監査の結果

監査の結果については、第 1 から第 6 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正かつ効率的に行われているものと認められた。

また、事務処理の不備については、改善策の実施に努め、事務全般を適正に行うことの重要性を認識し、質の高い効率的な行政運営を進め、行政サービスの向上につなげていくことを期待する。